

# 戦没者などのご遺族の皆さんへ

## 特別弔慰金が支給されます

戦没者などの死亡当時のご遺族で、4月1日現在で、恩給法の公務扶助料や遺族年金などを受けられない場合に、特別弔慰金として額面40万円、10年償還の記名国債が支給されます。

### ■対象

次の順番のうち、若い番号に当てはまるご遺族お一人

- 1 弔慰金の受給権者
- 2 戦没者などの子
- 3 戦没者などの死亡時まで生計を共にし、その戦没者などと氏が同じである次の方
  - ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
- 4 3以外の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
- 5 1から4以外のご遺族で、戦没者などの死亡時まで、引き続き1年以上生計を共にしていた三親等内の親族

### ■請求期限

平成20年3月31日

### ■相談・受け付け

右表の日程で、特別弔慰金の相談・受け付けを行います。

### 相談・受け付け日程表

地区	日時	場所
下石・妻木	8月18日(木)・19日(金) 午前9時30分～午後4時	ウエルフェア土岐 3階・大会議室
駄知	8月22日(月) 午前9時30分～午後4時	駄知公民館 1階・会議室
土岐津・泉	8月23日(火)・25日(木)・ 26日(金) 午前9時30分～午後4時	文化プラザ・ ルナホール
鶴里	8月24日(水) 午前9時30分～正午	鶴里公民館・ 会議室
曾木	8月24日(水) 午後1時30分～4時	曾木公民館 2階・ホール
肥田	8月29日(月) 午前9時30分～午後4時	肥田公民館・ 大ホール

上記以外の日でも、請求期限内は、しあわせ援護課で随時受け付けます。

詳しくは、しあわせ援護課(内線164・165)へどうぞ。

# 国民健康保険加入者の 皆さんへ

8月に

国民健康保険限度額適用標準負担額減額認定証・  
標準負担額減額認定証の切り替えがあります

皆さんが医療機関に入院された場合、医療費のほかに食事療養費を負担しなければなりません。  
しかし、認定要件に該当すると認められた場合は、食事療養費が一部減額される制度があります。  
現在、この制度の認定を受けている方は、七月三十

一日で有効期限が切れま  
るので、更新の手続きを行  
ってください。

また、新たに認定を受け  
ようとする方も、同様に手  
続きを行ってください。

手続きの要領は、次の通  
りです。

### 受付期間

七月二十五日(月)～八  
月五日(金)

土・日曜日を除く。

### 受付場所

市民課国民健康保険係

手続きに必要なもの

保険証 印鑑 認定証(旧)

### 認定要件

平成十七年度の市県民税が、  
世帯全員非課税の方

認定日は、申請月の初日  
となります。

詳しくは、市民課国民  
健康保険係(内線135)  
へどうぞ。

